記

1．不正競争防止法第２条第１項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当すると思料する貨物
2．上記１の貨物を譲り受けた時に当該貨物が当該不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないと思料する者
3．認定を求める理由
4．その他参考となるべき事項
（備考）１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
３．関税法第69条の13第１項に基づく申請書の場合には、「関税法第69条の４第１項（同法第75条において準用する場合を含む。）」を「関税法第69条の13第１項」とする。

別記様式第４

認　　定　　書

番　　号
年　　月　　日

あて

経済産業大臣　名

関税法第69条の４第１項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、同項に規定する書面を交付します。

記

1．認定申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者若しくは管理人又は当該代表者若しくは管理人から委任を受けた責任者の氏名
2．不正競争防止法第２条第１項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物
3．上記２の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者
4．上記２及び３の理由
（備考）１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２．関税法第69条の13第１項に基づく認定書の場合には、「関税法第69条の４第１項（同法第75条において準用する場合を含む。）」を「関税法第69条の13第１項」とする。

別記様式第５

通　　知　　書

番　　号
年　　月　　日

あて

経済産業大臣　名

関税法第69条の４第１項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則第６条第２項の規定により、下記の理由により、認定を行わないこととしましたので、通知いたします。

記

理由
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第６

認　　定　　書

番　　号
年　　月　　日

あて

経済産業大臣　名

関税法第69条の４第１項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、同項に規定する書面を交付します。

記

1．不正競争防止法第２条第１項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物
2．上記１の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者
3．上記１及び２の理由
（備考）１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２．関税法第69条の13第１項に基づく認定書の場合には、「関税法第69条の４第１項（同法第75条において準用する場合を含む。）」を「関税法第69条の13第１項」とする。

附　則

この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。